（独立行政法人航空大学校に関する省令の一部改正）

第九条　独立行政法人航空大学校に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第九条を第十条とする。

第八条第三項中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「大学校に係る通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　国土交通大臣は、大学校が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十二条　国土交通大臣は、大学校が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（自動車検査独立行政法人に関する省令の一部改正）

第十条　自動車検査独立行政法人に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十一条とし、第十四条から第十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　国土交通大臣は、検査法人が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十二条　国土交通大臣は、検査法人が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第八条第三項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「検査法人に係る通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十一条　国土交通大臣は、検査法人が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあって

ては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

第十一条第一項中「令」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（以下「令」という。）」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十二条の二　国土交通大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十二条の三　国土交通大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十五条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十五条の二　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由